

人生の最終段階における意思決定支援のための指針

のなか内科腎診療所

1. 基本理念

この指針は人生の最終段階（後述）をむかえた患者に対して、当診療所がその患者が最期までその人らしく生きて人生を終えることができるように、医療者としてさまざまな選択肢を提案し、患者・患者家族とともに考え、ともに悩み、患者にとってより良い選択ができるように支援することを目的とする。

2. 人生の最終段階の定義

以下のような疾患・状態のことを言う。

- 1) 生命予後が数日から長くとも数ヶ月と予測できる場合（例えば、がん末期）
- 2) 慢性疾患の増悪・改善を繰り返し、体力・ADLが著しく低下した場合（例えば、慢性腎不全、慢性心不全、肝硬変、呼吸不全などの疾患）
- 3) 脳血管疾患の後遺症や神経難病のため、数ヶ月から数年にかけて廃用が進む場合

3. 方針

- ① 医師や看護師など医療従事者から、患者と患者家族へ病状や今後の予後に関して適切な情報提供と説明を行い、医療やケアを受ける患者本人とそれを支える患者家族が当診療所の多職種チーム（構成要員：医師・看護師・医療事務・管理栄養士）とともに今後の療養について話し合いを行う。
- ② 人生の最終段階における医療やケアについては、患者本人による意思決定を基本とする。
- ③ 人生の最終段階における医療やケアについて患者本人が意思決定できない状況の場合には、患者家族あるいは患者に身寄りがない場合は患者が擁立した成年後見人の意見を参考とする。
- ④ 人生の最終段階においては、提供する医療・ケアの開始・不開始、変更、中断などの決定は、多職種チームによって慎重に医学的妥当性を判断し、患者や患者家族の同意を得て決定する。
- ⑤ 当診療所の多職種チームにより、患者が抱える痛み・つらさ^{*1}については十分な緩和ケアを行い、患者家族への精神的・社会的援助も含めた全人的医療を提供する。
*1 身体的な痛みのみならず、社会的立場での困難感、精神心理的な苦しみ、宗教的・スピリチュアルな思いによる生きづらさ
- ⑥ 生命を意図的に短縮させる意図を持つ積極的安楽死は本指針では取り扱わない。

4. 決定手続きに関して

患者が最期までの期間をどう過ごすかの決定は次のように行う。

① 患者本人の意思が確認できる場合

(1) 病状と予後について医学的検討を行ったのち、医師など医療従事者から適切かつ十分な内容の説明と情報提供を行った上で患者の方針決定は患者の意思を基本とする。多職種チームによって検討し患者の意思を尊重した決定をする。

(2) 意思決定後、時間経過や心身の変化、家族環境の変化、医学的妥当性の変化に応じて、患者本人の意思は変わりうるものである。その都度、医療従事者から情報提供を行い、患者本人の意思決定が変わった時には意思に応じて適切に医療・ケアを提供・中断することが必要である。すなわち、意思決定支援は繰り返し行う必要があり、患者本人に意思の変更はいつでも可能であることを併せて周知する。

(3) こうした意思決定支援において話し合った内容については、診療録に記録し、患者・患者家族には文書で提供を行う。

② 患者本人の意思が確認できない場合

(1) 家族が患者本人の意思を推定できるとき^{*2}には、その推定意思を尊重し、多職種チームで検討を行い、患者本人への医療・ケアを決定する。

^{*2} 生前の患者本人の死生観、最期をどう過ごしたいかという発言や、生前文書による意思表示・リビングウィルなどが確認できるとき

(2) 家族が患者本人の意思を推定できないときには、病状と予後について医学的検討を行ったのち、医師など医療従事者から適切かつ十分な内容の説明と情報提供を患者家族へ行い、患者家族と多職種チームによって話し合い、患者本人への医療・ケアを決定する。

(3) 家族がいない場合は、多職種チームで話し合いを行い、患者本人にとって最善と考えられる医療・ケアを決定する。またガイドライン^{*3}を参考に、介護・福祉サービスの担当者や行政担当者にも協力を仰ぎ、患者本人の意思を尊重した決定ができるようにする。

^{*3} 身寄りがいない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

(4) 患者が認知症のため、正しい判断ができない場合は、(1)に準じて家族による推定意思を参考にすることもあるが、患者本人の意思を尊重し、患者本人が意思表示できるように配慮し、また早期から継続的に支援することが前提である。できる限り患者本人の意思を反映できる意思決定に多職種チームが関わり、ガイドライン^{*4}を参考に支援を行う。

^{*4} 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン

(5) こうした意思決定支援において話し合った内容については、診療録に記録し、患者・患者家族には文書で提供を行う。

5. 指針の今後

本指針は日本情勢や政府施策の変化、法律やガイドラインの整備といった患者を取り巻く状況変化に応じて必要があれば改定し、患者の意思に沿うことが叶うように修正していくものとする。

参考資料：

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン（2018）厚生労働省
- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（2019）厚生労働省
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン（2018）厚生労働省

さいごに

当診療所では適切な医療を提供することはもちろんですが、患者さんとそのご家族を最期まで支える伴走者としての役割を、スタッフそれぞれが担うことを目標としています。「Stand by you.」を合言葉に、地域の方に頼られる診療所でありたいと思います。

令和6年7月31日